

中国税務速報

2026年4月13日

一、「税総納服発『2026』17号」2026年小規模事業者の発展を支援する「春雨潤苗」という特別行動の実施に関する国家税務総局など9部門の通知

本通知は、複数部門が連携し、零細企業・個人事業者の事業環境を継続的に最適化するとともに、政策周知、税務サービス、資金調達支援など多角的な側面から小規模事業者を的確に支援することを目的とする。

1. 政策の的確な周知と徹底強化：ビッグデータによる事業者分析を活用し、「政策が人を探す」（該当条件を満たす事業者をシステムが自動的に特定し、優遇政策を案内・適用する）仕組みを実現する。小規模事業者に対する所得税優遇措置、増値税課税最低限度額などの支援政策が漏れなく適用されるよう徹底するとともに、「初回違反は不処罰」（初めての違反に限り罰則を適用しない執行方針）といった柔軟な執行措置を導入する。
2. 税務手続の利便性向上：手続の迅速化と簡素化を一層推進し、「手続と問合せを同時に対応」するサービス・モデルを導入する。小規模事業者が頻繁に行う手続について、デジタル化・スマート化された簡便な窓口を提供し、制度的取引コスト（手続・申請・書類作成など制度上要する時間的・金銭的負担）を削減する。
3. 銀行・税務連携と資金調達支援の深化：税務当局、銀行、金融監督部門のデータ共有を強化し、銀行・税務連携の対象範囲を拡大する。信用度の高い小規模事業者が無担保の信用融資を利用しやすくするよう支援する。
4. 連携・連動型のサービス体制の構築：各部門のリソースを統合し、「現場プロセス体験・意見聴取」活動を実施する。小規模事業者が成長過程で直面する課題に焦点を当て、事業ライフ・サイクル全般にわたる専門的なコンサルティング及び法的支援を提供する。

出典：「税総納服発『2026』17号 2026年小規模事業者の発展を支援する「春雨潤苗」という特別行動の実施に関する国家税務総局など9部門の通知

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102424/c5248498/content.html>

二、「工信部連通装函『2026』85号」工業情報化部・国家発展改革委員会・財政部・国家税務総局による2025年度研究開発費用加算控除政策の適用を受ける工作機械（マザーマシン）企業リスト作成に関する通知

本通知は、工業情報化部、国家発展改革委員会、財政部、国家税務総局の4部門が共同で公布するもので、マザーマシン産業の自主研究開発を重点的に支援し、優良企業を精緻に選定することを通じて、高水準の税務優遇措置を確実に実施することを目的とする。

1. リストにおける参入資格と対象分野の明確化：高級数値制御工作機械、コア機能部品などの重点分野において研究開発能力と産業化基盤を有する企業を対象とし、技術指標の先進性を重視する。
2. リストの申請・審査プロセスの規範化：企業の申請書類要件（研究開発費用比率、特許状況など）を具体化し、省レベルの主管部門による一次審査、国家レベルの省庁による最終審査からなる再審査体制を構築し、リストの公正性を確保する。
3. 財税政策の的確な適用強化：リストに掲載された企業は規定に基づき研究開発費用に対して 100% またはそれ以上の割合による加算控除政策を享受し、税額を直接減免することで、基礎研究および共通基盤技術の重点攻略への企業投資を促す。
4. 動的管理と事後監督の徹底：「年度更新・動的調整」の制度を導入し、リスト掲載企業に対して定期的なサンプルを実施する。もし条件に適合しない、または虚偽申請などの不正行為が発見された場合、直ちに資格を取り消し、かつ既に享受した税務優遇の返還を行う。

出典：「工信部連通装函『2026』85号 工業情報化部・国家発展改革委員会・財政部・国家税務総局による 2025 年度研究開発費用加算控除政策の適用を受ける工作機械（マザーマシン）企業リスト作成に関する通知」 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100013/c5248618/content.html>

三. 「財関税『2026』22号 中国国際サービス貿易交易会の会期中に販売される輸入展示品に係る税務優遇政策に関する財政部・税関総署・国家税務総局の通知

本通知は2月28日に公布されたもので、税務政策を通じて中国国際サービス貿易交易会（以下、「服貿会」という）の開催を支援し、国際的な先進的サービス技術・製品の展示と取引を奨励し、サービス貿易の質の高い発展を促進することを目的とする。

1. 輸入展示品の非課税枠と対象範囲の明確化：服貿会の会期中、各出展者が販売する輸入展示品について、所定の数量または金額の範囲内で、輸入関税、輸入増値税および消費税を免除する。これにより海外出展者の貿易コストを直接的に低減する。
2. 優遇政策の対象外商品リスト：中国が輸入を禁止する商品、希少絶滅危惧植物・動物由来製品、およびたばこ、酒、自動車など特定の商品については非課税対象外とする。非課税枠または数量を超過する部分は、関連法令に基づき厳格に税金を徴収する。
3. 展覧会終了後の処理と税務管理の規範化：出展者は、会期中に販売されず、かつ国外へ再輸出されない展示品について、所定の手続に基づき税金を追徴し、関連する税関手続を出展者に求め、税務監督上の抜け穴を厳重に防止する。
4. 複数部門による連携監督と利便化サービスの強化：税関、税務、財政などの部門がデータ共有メカニズムを構築し、展示品販売契約の登録、税額減免の申請などの手続を簡素化する。出展者に対して「ワンストップ」での政策対応および通関サービスを提供する。

出典：「財関税『2026』22号 中国国際サービス貿易交易会の会期中に販売される輸入展示品に係る税務優遇政策に関する財政部・税関総署・国家税務総局の通知」

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5248023/content.html>